

高知県警察社会復帰アドバイザー運用要綱の制定について（通達甲）

（平成 28 年 2 月 25 日組対発第 84 号）

（概要）

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 25 条に規定する社会復帰アドバイザーの運用に関し、必要な事項を定めたものです。